

## 函館市ウイルス性肝炎検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、ウイルス性肝炎検査（以下「検査」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (検査の趣旨)

第2条 この検査は、B型肝炎またはC型肝炎ウイルスの持続感染状態にあって自分自身が感染していることを自覚していない人を早期に発見し、適切な治療に結びつけることにより肝炎ウイルス感染による重症化や死亡を減らし、市民の健康の保持および増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 検査は、市内に住所を有する小学校3年生以上の者で、原則として、過去に当該検査を受検していない者を対象とする。

### (検査実施機関)

第4条 検査は、市長が検査を実施するに相当と認めた医療機関（以下「実施機関」という。）で実施するものとする。

### (検査項目および実施方法)

第5条 検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査およびC型肝炎ウイルス検査とする。

#### (1) B型肝炎ウイルス検査

##### ア HBs抗原検査

B型肝炎ウイルスの陽性判定にHBs抗原検査を行う。

#### (2) C型肝炎ウイルス検査

##### ア HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群または低力価群に適切に分類できる測定系を用いる。

##### イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価および低力価とされた検体に対して実施する。

(検査結果の通知)

第6条 検査の結果については、結果判明後速やかに受検者あて通知するものとする。

2 検査の結果、肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高いと判定された者には医師が結果を説明するとともに、専門医療機関を紹介し受診指導を行うものとする。

(被検者の費用負担)

第7条 検査に要する被検者の費用負担は、無料とする。

(証明書発行)

第8条 実施機関は、被検者から証明書発行の申し出があった場合は、所定の様式により「HBs抗原検査証明書」および「HCV抗体検査証明書」を発行する。

(書類等の保管)

第9条 検査に関する書類は、検査を実施した年度の終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検査の実施等に関し必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成22年7月1日から施行する。

この要領は平成27年4月1日から施行する。